

青森県剣連第 170 号
令和 3 年 12 月 12 日

支部長・団体の長 様

青森県剣道連盟
会長 増田 知幸
(公印省略)

剣道 七段・六段 (山梨) 審査会について (通知)

標記の件につきましては、全剣連から別添要項により開催する通知がありました。
つきましては、管下の受審資格を有する希望者に、下記により通知して下さるようお願い致します。

記

- 1 申込用紙 所定の用紙に必要事項を記入し、支部・団体を經由して提出願います。
- 2 県内締切 令和 3 年 1 月 8 日 (土) 厳守
- 3 申込先 〒030-0903 青森市栄町 1 丁目 7-8 時吉重雄
- 4 受審料 所定の申込用紙に記載されている金額で、下記銀行口座にお振込み願います。
- 5 振込先
「青森銀行 観光通支店 店番 128 (普通) 1186049
青森県剣道連盟 会計 坪田 栄一」あて。
(振込依頼書をもって領収証に代えます。)
- 6 その他
 - (1) 県剣道連盟のホームページで、個人全剣連番号のみで受理した旨のお知らせをします。
(県剣道連盟で定めている公認審判員の有資格者、及び各支部に所属している会員でなければ受審出来ません。)
 - (2) 申込書に記載されている個人情報、全日本剣道連盟および本県剣道連盟が実施する運営の必要上の理由から必要最小限度利用することがあります。

問い合わせ 時吉重雄
青森市栄町 1 丁目 7-8
FAX 017-741-2170
TEL 090-8788-0832
E-mail tokiyoshi@nittogishi.co.jp

剣道七段および六段審査会（山梨）要項

全日本剣道連盟

1. 期 日

(1) 七段審査会

- ① 令和4年2月19日（土）
- ② 受付開始・終了および審査開始時刻

ア. 54歳以下（54歳含む）

受付時間 午前9時～午前9時30分まで
審査開始 午前10時（予定）

イ. 55歳以上（55歳含む）

受付時間 午後12時30分～午後1時まで
審査開始 54歳以下実技審査終了後

(2) 六段審査会

- ① 令和4年2月20日（日）
- ② 受付開始・終了および審査開始時刻

ア. 49歳以下（49歳含む）

受付時間 午前9時～午前9時30分まで
審査開始 午前10時（予定）

イ. 50歳以上（50歳含む）

受付時間 午後12時30分～午後1時まで
審査開始 49歳以下実技審査終了後

※受付終了後は、審査の進行上、一切受け付けません。必ず時間を厳守してください。
また、午前・午後の受審者は入替えて入館しますので、受付時間に合わせて来場してください。

2. 会 場

小瀬スポーツ公園 武道館

（山梨県甲府市小瀬町840） 電話 055-243-3115

※別紙案内図参照

3. 主 催

公益財団法人 全日本剣道連盟

4. 審査方法

全日本剣道連盟 剣道称号・段級位審査規則・細則ならびに剣道称号・段位審査実施要領による。

5. 審査科目

七段・六段とも、次による。

(1) 実 技

※実技審査においては面マスクおよびシールドを着用してください。

(2) 日本剣道形（実技審査合格者のみ）

※日本剣道形審査において使用する木刀は全剣連で準備します。

6. 受審資格

(1) 七段

平成28年2月28日以前に六段を取得した者。

(2) 六段

平成29年2月28日以前に五段を取得した者。

7. 年齢基準

審査日の当日（七段は令和4年2月19日、六段は令和4年2月20日）とする。

8. 申 込 み

(1) 申込方法 受審を希望する者は、登録連盟を通じて申込みこと。

各都道府県剣道連盟会長は、申込者を一括して本連盟会長宛に送付すること。
なお、個人直接の申込は受理しない。

剣道七・六段審査会会場案内図

七段：令和4年2月19日（土）、六段：令和4年2月20日（日）

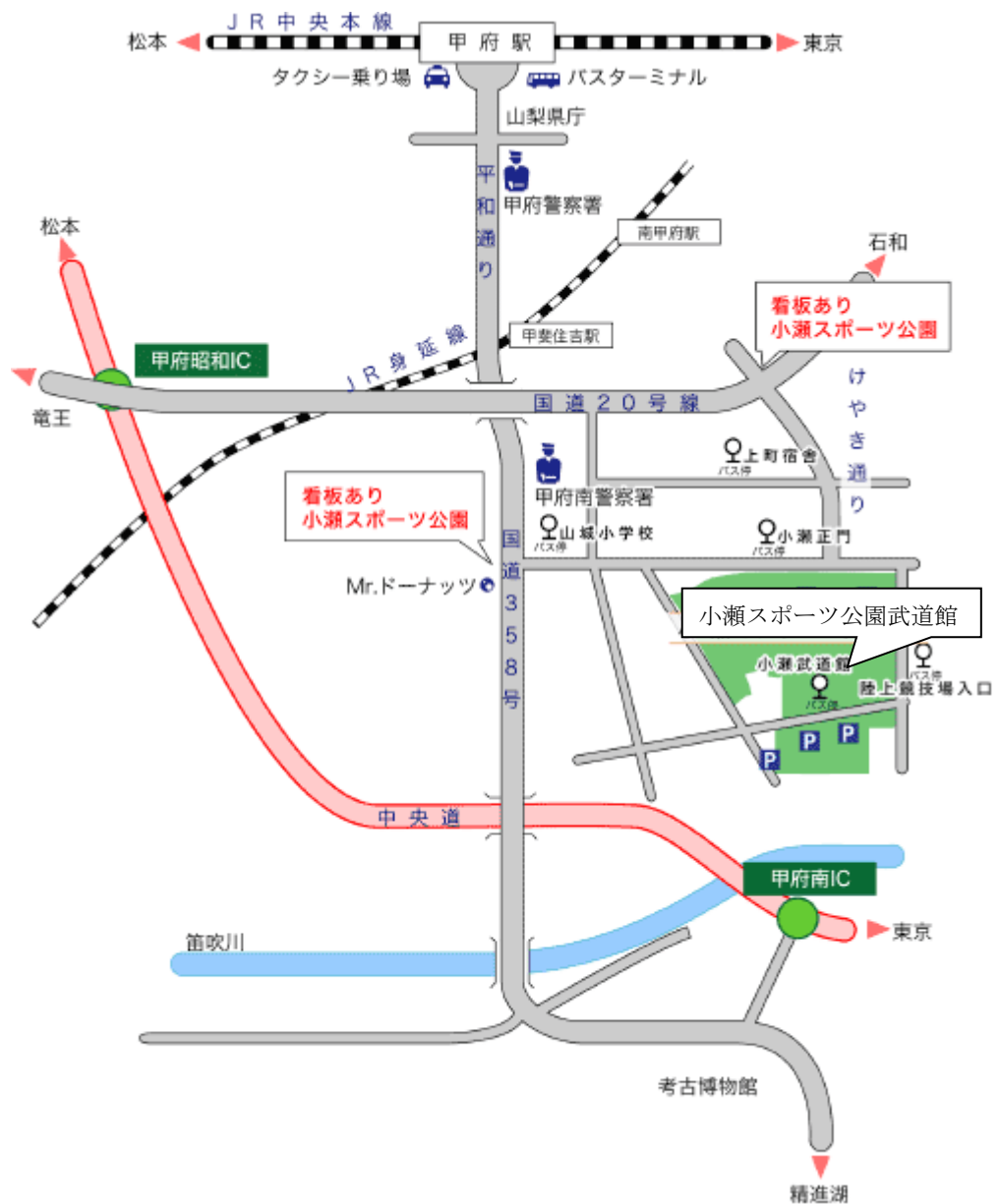
【会場名】 小瀬スポーツ公園 武道館

【所在地】 〒400-0836 山梨県甲府市小瀬町 840

【電話】 055-243-3115

【交 通】 車 JR 甲府駅から車で約 20 分または
JR 南甲府駅より車で約 10 分

バス JR 甲府駅南口バスターミナル3 番乗り場より伊勢町経由
小瀬スポーツ公園行⇒「小瀬スポーツ公園」バス停下車。すぐ



令和3年12月9日

各都道府県剣道連盟 御中

公益財団法人 全日本剣道連盟

剣道七段・六段審査会
申込み締切り後の取り返し返金について

標記の件につきまして、審査会における当日欠席者の中には、申込みをしたが、仕事等の都合でやむを得ず申込み場所で受審できない方がおります。

つきましては、申込み締切り後の取消し返金の申し出については下記の期日までいたします。

記

返金受付期日

- 1 剣道七段・六段審査会（山梨県）申込み締切り後の返金の申し出受付けは、所定の様式を使い、都道府県剣道連盟より書面またはFAXにより、返金申し出を令和4年2月12日（土）までに、全日本剣道連盟に提出した者。

※ 通常返金の申し出受付けは、2週間前としておりますが、1週間前までの受付とさせていただきますのでご留意願います。

以 上

大会等におけるビデオ撮影等について

全剣連が主催する大会、審査会、講習会及びその他の行事（以下「大会等」という。）における写真・動画の撮影及び音声の録音（以下「ビデオ撮影等」という。）並びに撮影した映像及び録音した音声（以下「撮影映像等」という。）の取扱いについては、次のとおりとするほか、各大会等の開催要項で定めるところに従うこと。

- 1 大会等の会場において、以下の条項に従って個人利用の目的でビデオ撮影等を行うことは差支えないが、営利目的又は不特定多数の者に公開若しくは頒布する目的で、これを行うことは禁止する。ただし、全剣連から許諾を得て行う場合はこの限りでない。
- 2 大会等の会場におけるビデオ撮影等は、これを禁止されていない場所で、大会等の運営を妨げないような機材、方法によることとし、他人に迷惑を及ぼさないよう配慮すること。
- 3 大会等の会場における撮影映像等及びこれらのデータについては、有償、無償にかかわらずこれを不特定多数の者に頒布したり、又はインターネット上やその他の方法でこれを公開して拡散させたりしないこと。ただし、全剣連から許諾を得て行う場合はこの限りでない。

以上

受 審 者 各 位

公益財団法人 全日本剣道連盟

審査における新型コロナウイルス感染症対策

審査当日は、下記事項に十分注意願います。

- ① 審査当日、発熱や風邪のような症状がある場合は受審できません。
- ② 見学者、付き添いは入場をお断りします。
- ③ 施設入口では、各々2メートル以上間隔をとって並んでください。
- ④ 施設入口で、体温測定を行い、あらかじめ配布した「確認票」を提出願います。
- ⑤ 施設内は、必ずマスクをしてください。
- ⑥ 施設入場後、受付をして受審カードをもらい、観覧席で着替えて待機願います。
- ⑦ 観覧席では、隣同士間隔をあけ（1席以上空ける）着席願います。
- ⑧ 女子の方は、更衣室で密接状態にならないよう交代で使用する等注意してください。
- ⑨ 実技審査は、面マスクおよびシールドを着用してください。
- ⑩ 実技受審番号は、各会場ごとに呼び出された方のみ、審査会場に集合してください。
- ⑪ 実技合格者は、係員の指示で形審査会場に移動します。
- ⑫ 実技不合格者は、速やかに更衣を行い退館願います。
- ⑬ 受付、トイレ等にアルコール消毒液が準備されているので、各自消毒してください。
- ⑭ 施設内では、フィジカル・ディスタンス（人と人の距離を最低でも1メートル、できれば2メートル）を保つようにしてください。

確認票

登録都道府県名

氏名

年齢

審査当日の体温

緊急時連絡先電話番号

2021年 月 日提出

青森県剣道連盟会長様

下記の通り相違ないので受審を推薦します。

支部長 印

※ 該当受審項目に○印

剣道・居合道・杖道 段位・称号審査受審申込書(中央・地方審査用)

全剣連番号		※ 必ず記載すること		生年月日		(審査日当日) 年齢		性別	
氏名				昭・平		歳		男・女	
(旧姓)		()		年 月 日生					
現在登録支部名 証書送付先				剣道公認審判資格 講習会受講年月					
						2020年 月		青森・弘前・七戸講習会受講済	
受審段位・称号		現在段位・称号取得年月日		現在段位合格時の登録県剣連					
剣道 居合・杖道	段	段	年 月 日	※青森県以外で取得した場合記入					
教士 錬士	該当項目に○印	教士 錬士	年 月 日						
受審場所				六段受審日 該当しない時は斜線					
受審場所				七段受審希望日 該当しない時は斜線					
受審場所				八段受審希望日 該当しない時は斜線					
現住所	〒					携帯電話			
						一般電話			
職業	警察官・自衛官・教員・刑務官・ 会社員・公務員・自営業・団体職員・ 農林水産業・その他・無職・主婦				勤務先				
						電話			
受審料	六段 13,000円	七段 13,000円	八段 14,000円	錬士 13,000円	教士 15,000円	申込みと同時に納入する。(現金・振込) ※○印してください			
備考	1 楷書で記入し、選択する項目については○印をすること。 2 氏名のフリガナはカタカナで記入すること。 3 年齢は審査日の当日を基準とすること。 4 各支部においてはこの用紙をコピーして条件を満たしている受審者に配付願います。								